

# 貸借対照表

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク  
全事業所

[税込] (単位:円)  
2020年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払金	23,854
現金	192,810	預り金	107,570
当座預金	164,022	源泉税預り金	1,876
普通預金	829,706	未払法人税等	70,000
北洋銀行 札幌駅南口支店	(829,338)	流動負債計	203,300
北陸銀行 白石支店	(368)	<b>負債合計</b>	<b>203,300</b>
現金・預金計	1,186,538	<b>正味財産の部</b>	
(売上債権)		<b>【正味財産】</b>	
未収金	2,100	前期繰越正味財産額	827,518
売上債権計	2,100	当期正味財産増減額	167,968
(棚卸資産)		正味財産計	995,486
貯蔵品	4,148	<b>正味財産合計</b>	<b>995,486</b>
棚卸資産計	4,148		
(その他流動資産)			
前払費用	6,000		
その他流動資産計	6,000		
流動資産合計	1,198,786		
<b>資産合計</b>	<b>1,198,786</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,198,786</b>

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク  
全事業所

[税込] (単位:円)  
2020年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

#### (現金・預金)

現 金	192,810
当座 預金	164,022
普通 預金	829,706
北洋銀行 札幌駅南口支店	(829,338)
北陸銀行 白石支店	(368)
現金・預金 計	1,186,538

#### (売上債権)

未 収 金	2,100
売上債権 計	2,100

#### (棚卸資産)

貯 蔵 品	4,148
棚卸資産 計	4,148

#### (その他流動資産)

前払 費用	6,000
その他流動資産 計	6,000

流動資産合計 1,198,786

資産の部 合計

1,198,786

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未 払 金	23,854
預 り 金	107,570
源泉税預り金	1,876
未払法人税等	70,000
流動負債 計	203,300

負債の部 合計 203,300

正味財産

995,486

# 活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>【経常収益】</b>			
<b>【受取会費】</b>			
正会員受取会費	534,100		534,100
一般会員受取会費	28,750		28,750
賛助会員受取会費	5,000		5,000
<b>【受取助成金等】</b>			
受取助成金	1,677,000		1,677,000
<b>【事業収益】</b>			
写真展事業	385,800		385,800
参加費収入	(375,000)		(375,000)
業務受託売上	(10,800)		(10,800)
セミナー事業	150,900		150,900
参加費収入	(9,000)		(9,000)
教室受託収益	(141,900)		(141,900)
写真作品の販売事業	945,460		945,460
写真販売収入	(945,460)		(945,460)
写真作品の出版事業	336,500		336,500
カレンダー販売収入	(336,500)		(336,500)
<b>【その他収益】</b>			
受取 利息	11		11
雑 収 益	1		1
経常収益 計	4,063,522	0	4,063,522
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
業務委託費(事業)	49,000		49,000
写真作品の出版事業	(49,000)		(49,000)
諸 謝 金(事業)	823,507		823,507
写真展事業	(659,000)		(659,000)
セミナー事業	(164,507)		(164,507)
印刷製本費(事業)	30,547		30,547
写真展事業	(19,547)		(19,547)
セミナー事業	(3,540)		(3,540)
写真作品の出版事業	(7,460)		(7,460)
旅費交通費(事業)	101,140		101,140
写真展事業	(30,000)		(30,000)
セミナー事業	(50,140)		(50,140)
写真作品の販売事業	(10,000)		(10,000)
写真作品の出版事業	(11,000)		(11,000)
通信運搬費(事業)	59,667		59,667
写真展事業	(56,776)		(56,776)
セミナー事業	(248)		(248)
写真作品の販売事業	(2,273)		(2,273)
写真作品の出版事業	(370)		(370)

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
荷造 運賃(事業)	21,829		21,829
写真作品の出版事業	(21,829)		(21,829)
消耗品 費(事業)	3,818		3,818
写真展事業	(3,818)		(3,818)
写真製作費(事業)	483,300		483,300
写真展事業	(483,300)		(483,300)
賃 借 料(事業)	609,958		609,958
H P 構築運営事業	(5,238)		(5,238)
写真展事業	(392,060)		(392,060)
セミナー事業	(212,660)		(212,660)
保 険 料(事業)	9,900		9,900
セミナー事業	(9,900)		(9,900)
租税 公課(事業)	200		200
セミナー事業	(200)		(200)
支払手数料(事業)	9,028		9,028
H P 構築運営事業	(3,289)		(3,289)
写真展事業	(1,168)		(1,168)
セミナー事業	(262)		(262)
写真作品の販売事業	(2,706)		(2,706)
写真作品の出版事業	(1,603)		(1,603)
外 注 費	774,342		774,342
H P 構築運営事業	(26,000)		(26,000)
写真展事業	(34,876)		(34,876)
写真作品の販売事業	(694,000)		(694,000)
写真作品の出版事業	(19,466)		(19,466)
売上 原価	297,000		297,000
写真作品の出版事業	(297,000)		(297,000)
その他経費計	3,273,236	0	3,273,236
事業費 計	3,273,236	0	3,273,236
<b>【管理費】</b>			
(人件費)			
業務委託費	255,000		255,000
人件費計	255,000	0	255,000
(その他経費)			
印刷製本費	78,389		78,389
会 議 費	9,780		9,780
旅費交通費	123,000		123,000
通信運搬費	30,381		30,381
消耗品 費	55,186		55,186
租税 公課	1		1
支払手数料	581		581
その他経費計	297,318	0	297,318
管理費 計	552,318	0	552,318
経常費用 計	3,825,554	0	3,825,554
当期経常増減額	237,968	0	237,968
<b>【経常外収益】</b>			

# 活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
経常外収益 計	0	0	0
【経常外費用】			
経常外費用 計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	237,968	0	237,968
法人税、住民税及び事業税	70,000		70,000
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	167,968	0	167,968
前期繰越正味財産額	827,518	0	827,518
次期繰越正味財産額	995,486	0	995,486

## 【活動計算書の注記】

今年度はその他の事業を実施していません。

# 財務諸表の注記

2019年度 第13期

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

特定非営利活動法人  
北海道を発信する写真家ネットワーク

## 1. 重要な会計方針

当法人の財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。なお、消費税等は税込経理により処理しています。

### (1)商品売買の会計処理方法

商品売買のための会計処理は、売上原価対立法を採用しています。

### (2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れについては活動計算書への計上はしませんが、無償提供かつその評価額が合理的に算定できる（価格表など、一般に公表されている価格がある）場合について、その受入金額を注記しています。また、その受入内容および評価額および算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に注記しています。

## 2. 会計方針の変更

本年度より変更・新規採用した会計方針については、次のとおりとなります。なお、変更の内容の冒頭に「◎」があるものについては重要な会計方針の変更または新規採用、「○」があるものについては税務申告上重要な会計方針の変更または新規採用です。

変更の内容	変更した理由	変更による当期収支への影響
事業費の配賦について、四捨五入時の累積誤差（増加分）の取り扱いについて、「四捨五入をすることで過大になる誤差が発生する場合は、一旦小数点以下の額をすべて切り捨て、切り捨てた額は配賦対象となっていない事業のうち、事業費が多い事業に対し加算」することと決めました。	従前規定では、切り捨てによる減少する誤差のみの規定であり、増加する誤差に対応できなかったため追加規定をしました。	ありません
比率により配賦する場合、計算により得られた百分率の比の小数点以下を四捨五入したものを乗じて計算することとしました。	これまでは、百分率の比の小数点以下についても反映させていたところですが、注記の配賦率の計算表等では百分率の小数点以下について四捨五入の表示としておりこれに統一すること、また煩雑な計算を避けて明確かつ検算等のしやすい計算方とすることを目的に変更しました。	管理費の収益事業と非収益事業の配賦において、収益事業への配賦額が一部増加（合計2千円未満の増加）しますが、影響は軽微です。

## 3. 区分（部門）別・事業別損益の状況

当法人の収益事業・非収益事業の区分（部門）別および事業別の収支・損益の状況は別表1～3のとおりとなります。

## 4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

当法人が、当年度受け入れた施設施設の提供等の物的サービスの内訳は次表のとおりとなります。

内 容	金 額	算 定 の 方 法
Google for Nonprofits/G Suite (GoogleによるG Suiteの無償提供)	146,880	同等サービス(G Suite Basic フレキシブルプラン)の公表されている1アカウントあたりの価格をもとに、年度末における使用アカウント数・使用期間を乗じて算出しています。

## 5. 役員およびその親近者との取引の内容

当法人における、当法人の役員及びその近親者との取引については、取引は存在するものの、金額的重要性が低いため表示を省略します。

なお、金額的重要性の判断基準は、活動計算書に関する取引については「役員ごと、かつ勘定科目ごとに、活動計算書に属する取引の年間額が100万円以下もしくは経常費用合計額の10%を超過しないとき」、貸借対照表に属する取引については「発生金額及び残高が100万円以下、もしくは資産の部に属する科目にあつては資産合計額、負債の部に属する科目にあつては負債合計額の10%を超過しないとき」について、金額的重要性が低いと判断しています。

## 7. その他特定非営利活動法人の資産、負債および正味財産の状態ならびに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

### (1)事業費の按分配賦方法

事業費のうち、複数の事業で共用する費用（共通経費）については、その共用の比率あるいは数量が明らかであるときはその共用比率あるいは数量比により配賦しますが、共用の比率あるいは数量が明らかではないときは、費用を共用している事業の事業収入額を合算した額に占める、それぞれの事業の事業収入額の率（これを「事業費配賦率」といい、小数点以下は四捨五入する）に比例して配賦しています。ただし、収入の発生しない事業（補助金を原資として実施する事業等）と収入の発生する事業との間で事業費を按分すべき場合は、収入のあった事業に対し事業収入の額を上限にかつ、優先して配賦しています。（収入のなかった事業への配賦は、収入の合った事業に対する配賦後の残額を均等に配賦しています）

なお、計算した配賦額については小数点以下四捨五入としますが、配賦するすべての会計区分ないし部門で切り捨てとなった場合、切り捨てた全額を配賦率の高い事業に加算しています。ただし、四捨五入をすることで過大になる誤差が発生する場合は、一旦小数点以下の額をすべて切り捨て、切り捨てた額は配賦対象となっていない事業のうち、事業費が多い事業に対し加算しています。

よって、当期の事業費の按分配賦は、下記表のとおりとなりました。

事業費配賦率計算表		事業収入額		計算対象総事業収入額		事業費配賦率		算入上限を設定する場合の上限額
共用範囲	事業名							
1	講演会	A	0	A+B	9,000	A/C	***	
	ポートフォリオレビュー	B	9,000	=C		B/C	100%	9,000
2	MILESTONE	D	0	D+E+	9,000	D/H	***	
	レスリー・キー写真展	E	0	F+G=		E/H	***	
	講演会	F	0	H		F/H	***	
	レビュー	G	9,000			G/H	100%	9,000

これによる当期の科目ごとの配賦対象額および配賦結果は次のとおりとなります。

科目名	共用範囲	うち配賦対象額	配 賦 額			
			MILESTONE	レスリー・キー 写真展	講演会	ポートフォリオ レビュー
諸謝金	1	33,776	***	***	29,566	4,220
旅費交通費	1	38,140	***	***	33,374	4,766
支払手数料	1	110	***	***	97	13
賃借料	2	440,000	143,669	143,671	143,669	8,991
支払手数料	2	440	143	145	143	9

### (2)受取補助金・助成金の内訳

当法人が当期受領した補助金の内訳および補助対象事業費の額は次表のとおりです。

補助金・助成金の名称	交付者	交付補助金額(A)	補助対象事業費(B)	補助率 (A/B)
札幌市写真文化振興補助金	札幌市	1,677,000	1,713,119	97.89%
合計		1,677,000	1,713,119	***

### (3)受取補助金の按分配賦

当法人が今年度受領した補助金で実施した事業は、非収益事業と収益事業の2部門にわたっているため、関係法令の規定にもとづき、決算時に所定の計算式により按分して経理区分の振替処理（配賦）を行っています。所定の計算式は次のとおりであります。なお、A＝補助事業中の収益事業の経費、B＝補助事業中の収益事業の売上金、C＝補助事業経費として経理した額の総額、D＝受取補助金の額、N＝受取補助金のうち経理区分振替すべき額とします。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{(A-B)}{(C-B)} \times D = N$$

ただし、Nの額が(C-B)の額を越えるときは、C-Bの額を上限として算入することとし、また、A≤Bが成立するとき、すなわち補助事業中の収益事業の売上金の額が補助事業中の収益事業の経費の額以上であったときは、上記の計算式による按分および収益事業への繰入を実施せず、また、補助金は赤字補填の性格N+BがAを超過するときは、A-Bの額を上限として収益事業に繰り入れるものとします。なお、複数の補助金を受けるときは、補助金の種別ごとに計算します。

当期のA～DおよびNの額は下記のとおりでした。

A＝23,099円　B＝9,000円　C＝1,713,119円　D＝1,677,000円

これによれば、 $\frac{(23,999-9,000)}{(1,713,119-9,000)} \times 1,677,000 = 14,760$  となり、C-Bの額に至らないため、この14,760円を収益

事業への繰入対象としました。

また、前記までに収益事業・非収益事業の別に配賦してなお事業区分内で複数の事業があるときは、事業区分ごとに補助対象事業の事業費を合算し、その合算額に対しての構成比に応じて配賦しています。なお、法人の管理費として充当するものがある場合、充当される費用については非収益事業固有の費用として処理し、「管理費の按分配賦」の対象外の経費として経理しています。

この規定による個別事業への補助金の配賦額ははつぎのとおりとなります。

区分	個別事業名	事業費	区分ごと 事業費合算額	区分別 事業費構成比	区分ごと 配賦額	事業ごと 配賦額
収益事業	ポートフォリオレビュー	23,999	23,999	100.00%	14,760	14,760
非収益事業	北一条さっぽろ歴史写真館	474,956	1,689,120	28.12%	1662,240	467,398
	MILESTONE	444,283		26.30%		437,213
	レスリー・キー写真展	420,488		24.89%		413,796
	講演会	275,039		16.28%		270,662
	こども写真教室	73,738		4.37%		72,565
	法人管理費	616		0.04%		606
総事業費		1,713,119				

### (5)管理費の按分配賦方法（税法上の按分配賦）

管理費のうち、会計区分ないし部門間で共用する経費については、共用する範囲の経常収益額を合算した額における、それぞれの会計または部門ごとの経常収益額が占める割合（これを「管理費配賦率」といい、小数点以下は四捨五入する）に比例して配賦するものとし、計算した配賦額については小数点以下四捨五入としますが、配賦するすべての会計区分ないし部門で切り捨てとなった場合、切り捨てた全額を特定非営利事業会計のうち収益事業に加算することとします。

これにより、当期は次表のとおり配賦率を算出し配賦しています。

管理費配賦率計算表	経常収益額	①法人全体で共用する場合の配賦率		②収益事業全体で共用する場合の配賦率		③特定非営利活動事業会計全体で共用する場合の配賦率	
特定非営利事業会計のうち非収益事業 A	2,605,090	A/D	64%	-	-	A/F	64%
特定非営利事業会計のうち収益事業 B	1,458,432	B/D	36%	B/E	100%	B/F	36%
その他の事業会計（収益事業） C	0	C/D	0%	C/E	0%	-	-
法人全体で共用する場合の分母額 A+B+C=D	4,063,522	D/D	100%	-	0%	-	-
収益事業全体で共用する場合の分母額 B+C=E	1,458,432	-	-	E/E	100%	-	-
特定非営利活動事業会計全体で共用する場合の分母額 A+B=F	4,063,522	-	-	-	-	F/F	100%



これによる当期の科目ごとの配賦対象額および配賦結果は次のとおりとなります。

科目名	科目の総額	共用範囲	科目の総額のうち 共用範囲に属する 配賦対象額	配 賦 額		
				特定非営利事業会計		その他事業会計
				非収益事業	収益事業	
業務委託費	255,000	①	255,000	163,200	91,800	0
印刷製本費	78,389	①	78,389	50,169	28,220	0
会議費	9,780	①	9,780	6,259	3,521	0
旅費交通費	123,000	①	118,000	75,520	42,480	0
通信運搬費	30,381	①	30,381	19,444	10,937	0
消耗品費	55,186	①	55,186	35,319	19,867	0
租税公課	1	-	0	0	0	0
支払手数料	581	①	581	372	209	0

以 上



